

5 世児支第 5 3 0 号
令和 5 年 1 1 月 2 8 日

社会福祉法人青少年と共に歩む会
理事長 井上 仁 様

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫

令和 5 年度児童自立生活援助事業一般指導検査に係る
施設調査書の提出について（依頼）

日頃より区政運営にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

世田谷区では、児童相談所設置市として、児童福祉法第 3 4 条の 5 に基づく、児童自立生活援助事業に係る指導検査を実施しております。

つきましては、一般検査実施に伴い、実地検査の資料とするため、下記のとおり施設調査書を作成いただき、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 調査書記入上の注意点

(1) 調査書の作成時点は、原則として令和 5 年 4 月 1 日現在とします。

ただし、会計経理関係は、令和 4 年度決算時点となります。

(2) 本調査は、次のような用途に用いますので、予めご承知おきください。

区民等より情報開示請求があった際、個人に関する情報等を除き開示する場合があります。

区関係各課からの情報提供の依頼があった際、本調査書を提供する場合があります。

指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼する場合があります。

2 提出書類

「施設調査書(自立援助ホーム・詳細版)」、「施設調査書(自立援助ホーム・概要版)」

各 1 部

(内訳)

自立援助ホーム経堂憩いの家

自立援助ホーム祖師谷憩いの家

自立援助ホーム三宿憩いの家

3 提出期限

令和 5 年 1 2 月 2 8 日 (木)

4 作成・提出方法

- (1) 添付の施設調査書 (2 種類) について、施設ごとに内容をご記入ください。
- (2) ご記入いただいた調査書は、メールまたは郵送にてご提出ください。

5 提出先及び問合せ先

〒156 - 0043

世田谷区松原6 - 3 - 5 (世田谷区役所梅丘分庁舎2階)

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課 山口・朝田

電 話 03 - 6304 - 7745

F A X 03 - 6304 - 7786

メール sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp